

令和3年第7回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 令和3年7月28日(水) 午後3時から午後5時15分まで
- 2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室
- 3 出席者 教育長 佐藤 光好  
一番委員 岡野 涼子  
二番委員 廣津留 すみれ  
三番委員 古城 一  
四番委員 上杉 美穂子  
五番委員 古城 和敬
- 4 出席事務局職員  
教育部長 末松 広之  
教育部教育監 高橋 芳江  
教育部審議監兼文化財課長  
坪根 伸也  
教育部次長 桑野 徹  
教育部次長兼教育総務課長  
高田 隆秀  
教育部次長兼社会教育課長  
村上 雄二  
大分市美術館副館長兼美術振興課長  
長田 弘通  
学校教育課長 野田 秀一  
学校施設課長 新納 健二  
体育保健課長 清水 篤  
人権・同和教育課長 高橋 秀徳  
大分市教育センター所長  
佐藤 義仁  
教育総務課参事 梶取 隆之  
学校教育課参事 大久保 敬
- 5 書記  
教育総務課参事補 黒木 眞由美 教育総務課参事補 三嶋 みどり  
教育総務課主査 園田 哲也
- 6 傍聴人 1名
- 7 議題

(1) 議案

(教議第58号) 工事請負契約の締結について

(教議第59号) 工事請負契約の締結について

(教報議第11号) 令和3年度行政評価・実施計画について

(教議第60号) 令和4年度使用教科用図書の採択について

(教議第61号) 教育財産の取得の計画について

(教議第62号) 教育財産の取得の計画について

(教議第63号) 教育財産の取得の計画について

(教議第64号) 教育財産の取得の計画について

(教議第65号) 教育財産の取得の計画について

(教議第66号) 教育財産の取得の計画について

(教議第67号) 教育財産の用途廃止について

(教議第68号) 大分市情報学習センターで行ってきた情報教育の今後の在り方について

(教議第69号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

(2) 報告事項

①文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

8 会議の概要

教育長 ただいまより、令和3年第7回大分市教育委員会を開会いたします。  
(午後3時 開会)

教育長 本日は、傍聴者の方がおられるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願い致します。

教育長 会議に先立ち署名委員を一番委員、五番委員にお願いします。  
それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第58号及び教議第59号「工事請負契約の締結について」、教報議第11号「令和3年度行政評価・実施計画について」、教議第60号「令和4年度使用教科用図書の採択について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議を秘密会とすることを発議いたしますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員 (挙手)

教育長 全委員賛成と認め、教議第58号から教議第60号までの議案審議

は秘密会とします。

なお、残りの議案審議及び報告の後、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは、教議第61号「教育財産の取得の計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第61号「教育財産の取得の計画について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市教育施設整備保全計画に基づく大分市立舞鶴小学校屋内運動場長寿命化改修工事に伴う増築部分の建物の取得の計画についてご決定をいただこうとするものであり、当該建物は、避難所としての防災機能の充実を図るため、屋内運動場に付帯して会議室を増築するものでございます。

会議室の構造は、鉄骨造平家建、延床面積は、43.77平方メートル、取得予定年月日は、令和4年3月7日でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第61号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは、教議第62号「教育財産の取得の計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第62号「教育財産の取得の計画について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市教育施設整備保全計画に基づく大分市立横瀬小学校屋内運動場長寿命化改修工事に伴う増築部分の建物の取得の計画につ



全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは、教議第64号「教育財産の取得の計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第64号「教育財産の取得の計画について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市教育施設整備保全計画に基づく大分市立東大分小学校北校舎西棟予防改修工事に伴う増築部分の建物の取得の計画についてご決定をいただこうとするものであり、当該工事において、給食調理場の食品倉庫を増築するものでございます。

食品倉庫の構造は、鉄骨造平家建、延床面積は、7.45平方メートル、取得予定年月日は、令和4年3月7日でございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第64号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは、教議第65号「教育財産の取得の計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第65号「教育財産の取得の計画について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市立大東中学校に係る教育財産の取得の計画についてご決定をいただこうとするものでございます。

当該建物は、大東中学校の教室不足に対応するとともに、学校環境の改善を図るため、普通教室棟を増築するものでございます。構造は、鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は、1,795.84平方

メートル、取得予定年月日は、令和3年8月10日、取得予定額は、6億3,793万7,980円でございます  
以上でございます。

教育長 何教室できるのでしょうか。

学校施設課長 普通教室が16教室です。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第65号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは、教議第66号「教育財産の取得の計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第66号「教育財産の取得の計画について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市立大分西中学校に係る教育財産の取得の計画についてご決定をいただこうとするものでございます。

当該建物は、エレベーター棟であり、現在、学校施設へのエレベーターの設置については、障がいのある児童生徒及び教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、また、避難所として高齢者や障がい者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえ計画的に進めているところでありまして、今年度は大分西中学校に設置するものでございます。建物の構造は、鉄骨造3階建、延床面積は、35.10平方メートル、取得予定年月日は令和4年3月15日、取得予定額は5,250万円でございます。

以上でございます。

教育長 エレベーターの設置について、今年度は大分西中学校以外にありますか。

学校施設課長 計画的に1基ずつ設置しているのは、大分西中学校になります。現

在行っている長寿命化改修に伴い設置するのが、横瀬小学校、舞鶴小学校でございます。

教育長                   ご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

教育長                   それでは採決いたします。教議第66号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

教育長                   ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長                   それでは、教議第67号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長           教議第67号「教育財産の用途廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市立植田中学校及び坂ノ市中学校の建物に係る用途廃止についてご決定をいただこうとするものでございます。

大分市立植田中学校の技術室として活用されております特別教室棟につきましては、既存校舎内に機能を移転したことにより解体するものであり、大分市立坂ノ市中学校の特別教室棟及び部室棟の2棟につきましては、生徒数の増加によるプレハブ教室棟の建設の支障となるため解体するものでございます。

以上でございます。

教育長                   ご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

教育長                   それでは採決いたします。教議第67号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

教育長                   ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長                   それでは、教議第68号「大分市情報学習センターで行ってきた今後の情報教育の在り方について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼  
社会教育課長

教議第68号「大分市情報学習センターで行ってきた情報教育の今後の在り方について」ご説明申し上げます。

本案は、「大分市情報学習センターで行ってきた情報教育の今後の在り方について」につきまして、ご審議の上、ご決定をいたさうとするものでございますが、令和3年第5回定例の本委員会において報告いたしました「大分市情報学習センターで行ってきた情報教育の今後の在り方について（案）」につきまして、市民意見公募及び外部有識者の意見を拝聴いたしましたので、その内容についてご説明させていただきます。

「1. 市民意見公募において寄せられた意見等の概要について」でございすが、募集期間は、令和3年6月1日から6月30日で、31名の方から31件のご意見をいただきました。

意見等の概要でございすが、（1）講座内容に関する意見は18件ございしました。主な内容として、「『パソコンの技術習得』と『セキュリティ、モラル等の情報学習』を車の両輪で学ぶ仕組みにしてもらいたい。」、「場所は変わっても、今までのような講座を続けてほしい。」などのご意見がございしました。

（2）拠点施設（センター）に関する意見は、9件ございしました。主な内容として、「出前講座を行い、中心市街地以外の方が講座に参加しやすくなるのはとても良いと思うが、ICTに困ったときの拠り所がなくなることでの影響を懸念している。」、「規模の縮小や立地の変更はやむを得ないと思うが、大分駅周辺に移すなど、センターという拠点は残してほしい。」などのご意見がございしました。

（3）ITボランティアに関する意見は、2件ございしました。主な内容は、3年前から、同センターで子どもプログラミング道場のサポートや8年前からITボランティア要員として活動している方から、「今後も活動の機会を残してほしい。」というご意見がございしました。

（4）その他、制度等に関するご意見が2件ございしました。

いただいたご意見に対する本市の考え方のうち、（2）拠点施設



(センター)のご意見に対する本市の考え方についてですが、情報教育を取り巻く環境の変化により、教室・講座の開催場所は公民館や他の文化施設等に移りますが、これまで情報学習センターで長年蓄積されたノウハウを最大限生かしたうえで、講座内容の決定や機材調達等については、教育委員会が主体的に行う中で、情報教育の取組の継承・更なる発展を図ることとしております。

なお、意見公募の結果として、本市の考え方については、後日公表することとしております。

「2. 外部有識者意見について」でございますが、令和3年7月7日に、大分大学教育学部の市原靖士教授にご意見を伺い、「情報学習センターは、交通の便が悪いだけでなく、車でも行きづらい。立地条件としても、存続の必要性を検討する必要があると感じる。」「高齢者社会、デジタル社会に対応するため、スマホ・タブレットの講習会を高齢者向けに手厚く行う必要があり、そのためには、一箇所で行うより、出前講座の方が市民ニーズに合うのではないか。」「行政サービスのデジタル化のためにも、情報教育を推進して欲しい。」とのご意見をいただきました。

次に、以上のご意見を踏まえ、修正した在り方(案)の説明をいたします。

別冊「大分市情報学習センターで行ってきた情報教育の今後の在り方について(案)」の13ページに「情報教育を取り巻く環境の変化により、教室・講座の開催場所は公民館や他の文化施設等に移りますが、これまで情報学習センターで長年蓄積されたノウハウを最大限生かすことで、情報教育の取組の継承・更なる発展を図ります。」と追記しております。

これは、市民意見の中で、現在情報学習センターで行っている講座や取組を引き続き行ってほしいというご意見や情報教育の拠点を残してほしいというご意見に対する考え方を記載したものでございます。

また、最終ページのイメージ(案)につきましても、これまでの取組や市民の要望の高い教室・講座は、継承していくこと、情報リテラ

シー、情報モラル・情報セキュリティに関する教室・講座などもしっかりと取り組んでいくことを追記したところでございます。

以上の内容について、本委員会でご審議の上、ご決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長                   ご質問などありませんか。

委員                    実際に見学にも行かせていただきましたし、この場においても議題になりました。確認ですが、いつまでに方向を出すのでしょうか。

次長兼  
社会教育課長           今回、この案を決定していただきまして、8月の教育委員会でお諮りした後、9月の議会で条例の廃止案を提出する方向で考えております。

委員                    市原先生の有識者意見の課題に書かれておりますことに賛同するところでございます。今、大分県庁もDX推進課を発足されまして、デジタル化を推進し、それが行政のサービスに繋がるということでございます。こちらに書かれているとおり、高齢者の方々にも、デジタル化のいろはを学んでいただくという部分でも、このニーズを継続すべきだというこの先生のご意見に賛同させていただきました。

委員                    13ページの追記部分に、長年蓄積されたノウハウを最大限生かすとあります。非常に言葉は良いですが、中身は何かと思わざるをえません。ですから、ここは市民の方々にも説得力のある説明が必要だと思っております。指定管理者の制度を導入していますが、そういった管理者からのノウハウの受け継ぎなどもまた必要かと思えます。そういったところを配慮していただきたいと思えます。

これから先の話ですが、指定管理の形でまた進めていくのでしょうか。

次長兼  
社会教育課長           今まで指定管理を8年間やってきております。今までは場所があったので、指定管理という形でしたが、場所がなくなってしまうと指定管理自体ができません。それで、委託という形で事業を引き継ぐよう考えております。

委員                    それはまだこれからでしょうか。

次長兼  
社会教育課長  
委員

はい。

ノウハウのところは、具体的に洗い出していく必要があると思います。

教育長

現時点で何かありますか。

次長兼  
社会教育課長

情報学習センターの歴史は非常に長く、視聴覚センターの頃から、ずっと情報教育等を行っております。現指定管理者が引き継いで行っており、どういった講座が必要なのか、どういった年齢の方にはどういった講座がふさわしいかなど、いろいろな知識や講座の作り方、そういったノウハウを持っておりますので、そういったものも引き継いで、次の委託という形で行っていきたいと思います。

委員

今、デジタル・ディバイド、情報格差で、使う人によって差ができてくることに対し懸念されていると思います。そうした時に市民サービスがその情報の格差で受けられないということ、特に高齢者などですが、それを防ぐのも一つの役割かと思えます。場所ではなく、出前講座などを行うのは非常にいいことだと思いますので、そういった観点を取り入れるのは重要なことだと思います。

委員

この情報教育のイメージ図を見ると、これまでは、情報学習センターに出向いていたのが、これからは、アウトリーチも増えるというのがこのイメージのメインだと思うのですが、これは、情報学習センターは、もうあまり使わずに出張が増えるという点が、今決議している案の大きなポイントになるということでしょうか。

次長兼  
社会教育課長

これまでは、情報学習センターに市民の方が集まって勉強していただくという形でありましたが、今、モバイルが発達しておりまして、情報学習センターに集まらなくても、近くの地区公民館や駅の周辺の大きな施設などがありますので、そういったところで出前講座を行っても、機材が調達できます。今ある情報学習センターはもう使わずに、市内に13地区公民館がありますが、それぞれの地区公民館に地区の住民の方、特に高齢者の方が自分で歩いて行けるようなところでタブレットの講座などを提供する形で考えております。

委員 拠点とかハブを作るかどうかはこれからということでしょうか。

次長兼 拠点という施設自体は、1か所という意味ではなく、そういった地区公民館13か所がある意味拠点となります。そこから広げていくようなイメージで考えております。

社会教育課長

教育長 地区公民館が全体として13か所でそのような拠点となり、それから、各地域の自治公民館も、その出前講座の対象になる、そういうイメージでよいでしょうか。

次長兼 地区公民館がそれぞれ平均的に分かれて配置されておりますので、そこを拠点とするというのが基本的な考え方です。自治公民館などもニーズに応じ、年によって変えたりするかもしれませんが、そのあたりをどういった形で行っていくか、今考えているところです。

社会教育課長

委員 例えば、リモートやWebラーニングなど、そういった考え方は、お持ちなのでしょうか。

次長兼 今の時点では、まだそこまで考えておりません。とりあえず公民館等で開催をするということを考えております。重要な課題でありますので、必要があるという状況になれば考えていきたいと思っております。

社会教育課長

委員 ぜひ、考慮していただければと思います。

教育長 今いただいた意見を参考にしながら今後進めていきたいと思っております。

教育長 他にご質問等ございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは、教議第69号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第69号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

社会教育課長

本案は、鶴崎、大南、植田、大在及び坂ノ市公民館の運営審議会委員の任期が7月末で満了となりますことから、次期運営審議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期は、令和5年7月31日までとなっております。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第69号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長

報告事項1点目「文部科学省『令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果について」ご報告申し上げます。

本調査は、文部科学省が生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、各学校における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを目的として、毎年実施しているものでございます。この度、本市の令和2年度における集計が終了いたしましたので、公立小・中学校における児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校の概要について、順次ご報告いたします。なお、本市義務教育学校については、前期課程を小学校に、後期課程を中学校に含めています。また、それぞれの調査結果につきましては、経年変化もわかるように過去の数値も掲載しております。

はじめに、暴力行為の状況でございますが、2(1)暴力行為の発生件数の推移をご覧ください。報告のあった暴力行為は小学校118件、中学校28件で、合わせて146件でございました。前年度に比べますと、小学校では28件の増加、中学校では2件の減少となって

おります。

なお、平成30年度からの発生件数の増加は、当該年度から本調査における「暴力行為」の対象となる行為に、この後説明いたします「いじめ」の実態調査の中の、「いじめの態様」で取り扱っている「ひどくぶつかる、たたくなど」も新たに加えられたことによるものです。

次に、(2) 暴力行為の形態別発生件数の推移をご覧ください。小中合わせて対教師暴力が10件、生徒間暴力が134件、対人暴力が2件でございました。暴力行為の特徴的な事例としては、「ひどくぶつかる、たたく、ける」が多く見られました。また、生徒間暴力では、冷やかしやふざけ合いがエスカレートした事案や遊びの中で思い通りにならず暴力行為に至る事案等が見られました。

対教師暴力では、教師の注意に対し立腹したことや自分の感情をコントロールできず衝動的に暴力行為に至ってしまう事案等が見られました。

(3) 暴力行為に対する日常的な取組でございますが、暴力行為を繰り返し行う児童生徒及びその保護者に対しては、警察や児童相談所等の関係機関と連携しながら再発防止に向けた粘り強い指導・支援を行っております。

次に、いじめの状況でございますが、まず、(1) いじめの認知件数の推移をご覧ください。いじめの認知件数は、小学校548件、中学校185件で、合わせますと733件でございました。これを前年度と比較いたしますと、小学校では104件の減少、中学校では2件の増加で合わせて102件の減少となっております。

平成30年度以降、急に増加しておりますのは、いじめと疑われる事案も含めいじめの認知を積極的に行うよう学校に周知してきた結果であると考えております。

次に、(2) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳でございますが、小学校では4年生が、中学校では1年生が最も多くなっております。また、小中学校ともに男子の件数が比較的多くなっています。

次に、(3) いじめの態様でございますが、小中学校ともに、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が449件と最も多く全体の41.5%であり、次に「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」が169件で15.6%となっております。

次に、(5) いじめの解消率でございますが、認知したいじめのうち、年度末時点で解消しているもの（日常的に観察継続中）は507件（69.2%）でした。令和元年度は、解消しているものは80.0%でした。

(6) いじめに対する日常の取組でございますが、いじめにつきましては、どの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるものであるとともに、陰に隠れて表面にあらわれにくく、最近では、携帯電話やスマートフォン等の児童生徒への普及により、なかなか発見しにくいという状況もあります。そのため、児童生徒を対象とした定期的なアンケート調査や年2回の「hyper-QU」検査、個別の教育相談、個人ノートや生活ノートの活用、家庭訪問等により早期発見に努めております。また、児童・生徒会活動を通し、いじめについて考えさせる場づくりや仲間づくり等を促進しております。

教職員に対しましては、令和3年3月に改定いたしました「大分市いじめ問題対応マニュアル」の概要版を本年4月に配布し、概要版等を活用した校内研修を通して、いじめ問題への対応力の向上に努めているところであります。

続きまして、不登校の現状でございます。(1) 不登校児童生徒数の推移をご覧ください。小学校では327人、中学校では708人が不登校となっており、前年度の結果と比較いたしますと、小学校で19人の増加、中学校で52人の増加となっております。

不登校の要因として考えられるものは、小学校では、「無気力や不安」、「生活のリズムの乱れ」等「本人に係る状況」が78.3%、「親子の関わり方」、「家庭内の不和」等「家庭に係る状況」が9.8%、「いじめ」、「いじめを除く人間関係」、「学業」、「進路」等「学校に係る状況」が7.6%の順になっています。中学校では、「本人

に係る状況」が72.6%、「学校に係る状況」が18.6%、「家庭に係る状況」が5.5%の順になっており、今後もさらに不登校児童生徒の背景を十分に把握し、個々に応じた支援を行うことが必要であると考えております。

次に、(2) 学年別の不登校児童生徒数の推移をご覧ください。小学校では6年生が、中学校では3年生が最も多くなっております。なお、小中学校とも学年が進むにつれ、不登校児童生徒数は増加しております。

次に(3) 不登校児童生徒の出現率でございますが、小学校においては1.24%で、81人に対して1人、中学校においては5.80%で、17人に対して1人という割合でございます。

次に、(4) 中1不登校の変化についてでございますが、小学6年生から中学1年生の不登校の増加率につきましては、30年度は1.5倍、令和元年度は1.3倍、令和2年度は1.3倍となっております。

次に、(5) 不登校児童生徒への指導結果状況でございますが、指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒は、小学校では63人(19.3%)、中学校では204人(28.8%)となっております。また、指導中の児童生徒のうち、継続した登校にはいたらないものの、好ましい変化が見られるようになった児童生徒は、小学校では49人(18.6%)、中学校では98人(19.0%)でした。

次に、(6) 不登校児童生徒に対する支援や新たな不登校を抑制する日常的な取組でございますが、学級担任等が電話連絡や家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に応じるなど様々な指導・支援を行ったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が専門的に相談に当たったりするほか、保護者の協力を求めて家族関係や家庭生活の改善を図ることなどを行っております。

また、今年度は、退職した教職員をスクールライフサポーターとして中学校6校と義務教育学校に1名ずつ配置し、学校には登校できる





況の中での特徴といった観点も含めて、分析をお願いしたいと思います。

もう1点、いじめの認知についてですが、小学校が52校とありますが、全く認知していない学校もあったということでしょうか。

学校教育課長

まず、新型コロナウイルス感染症に係る影響について、数値は件数そのものが減少、中学校では若干増えております。これは、昨年度、4月5月と臨時休業措置をとりまして、分散登校を5月18日から始め、全面再開したのが6月1日でございますので、この2か月間の臨時休業が数値に影響をしているということもあります。また、学校がいじめに対しての再発防止が浸透してきたという、この2点が上げられます。

2点目のいじめの認知件数が0であった小学校は3校でございます。中学校は1校でございます。

委員

それは、規模が小さい学校でしょうか。

学校教育課長

小規模の学校もございまして、小規模ではない学校もございまして。

委員

不登校の中学生が17人に1人という出現率は、なかなか衝撃的な数字かと思えます。取組にある「hyper-QU」についてご説明いただければと思います。

学校教育課長

17人に1人というのは、大体1学級当たり2人の生徒が不登校というような状態でございます。ここ数年こういった状況がございまして、早期解決をしなければいけない喫緊の課題の一つと捉えているところでございます。こうしたことから、早期発見に向けて、「hyper-QU」検査という検査を行っております。これは、子どもたちの学校での居心地、やる気、そして自分自身の生活の振り返りという大きな3つの項目になってございまして、中学校は50数問の設問がございまして、約15分程度で答えられるようになってございまして。これを年2回実施しております。1回目が6月の終わりから7月の初め、そして2回目が10月から11月にかけてでございます。この調査結果で、学校、学級担任は、子どもの心に不安があるとか、学級での居心地が悪い、さらに、学校での満足度が低いといった、支援が必要な、

分類では「要支援群」となりますが、その域にいる児童生徒には、早く支援を行わなければなりません。

年2回行っているのは、1回目の調査結果が7月末から8月に出てまいりますので、学校の教職員は、1学期の取組がどうだったかという客観的な状態を把握しまして、夏休みの間に、2学期の対応を決めて、取り組みます。2回目は、10月末から11月に調査を行い、12月末から年明けに結果が出て、3学期の取組を進めます。小学校4年生以上の全児童生徒に対して調査を行っているところでございます。

委員 選択式ですか。

学校教育課長 選択式になっております。

委員 不登校の要因が「本人」、「家庭」、「学校」の3つに分けられ、「本人に係る要因」の割合が一番高い中で、「無気力・不安」、「生活のリズムが整っていない」というのは、それがどこから来るのか更に細かく聞かないと、この割合の高さというのはここにあると思います。自分が頑張って、家庭や親の状況をよくしようと思ってもできません。どこからその無気力がくるのか、その不安材料は何なのか、もしかしたら、不安材料は、進学などの学校関係、友達関係で、むしろ学校に係ることかもしれません。これらが複雑にからんでいるから、とても不安なのだろうし、やる気が起きないのかなとも思います。どうして無気力なのか、どうして不安なのかということを、やはりそばにいる大人が、学級担任を中心にと書かれてはいますが、それだけでは少し無理ではないかという思いもあります。幼いころから、より身近な大人の情報共有ということが大切なのではないかと思います。

学校教育課長 ご指摘のとおりでございまして、客観的な分析ができないと、なかなか改善に至らないと思っております。また、この数値を客観的に把握することがやや難しい一面もございます。今、この場に客観的な数値を持ち合わせておりませんが、学校の話を知ると、やはり生活習慣の乱れということが一番大きく感じているというところでございます。睡眠時間、食生活、こういったことが規則正しく行われてない、

崩れ始めてくると、本人自身の無気力・不安の傾向が強くなるというように感じているところでございます。

教育長

いじめや不登校の問題は、本市教育委員会の重要課題の一つですから、力を入れて取り組まなければならないと考えております。今、委員がおっしゃったようにいろいろな理由が個々にあるかと思っております。それがまた複合的に絡み合って、原因となっていることもあると思います。その原因を細かく調べる必要もあると思います。本人の原因となっていますが、少し変わった子ども、やる気がない、学校に興味を示さない、しかし知能検査をするとものすごくIQが高い、いわゆるギフテッドって言われる子どもたちですが、学校の勉強がもう全然つまらないというか、簡単すぎて全然興味がわかない。学校が嫌なものになる。そういう特別なケースも実はあり、それが一律に本人の問題というように捉えられがちなところもあるかもしれませんが、そのような調査も必要であろうと思います。でなければ、せっかくのそういう子どもたちの才能が埋もれてしまうということになります。本市の教育ビジョンの中には、一人一人の能力を最大限に引き出すということがあります。もう少し、一人一人の状況について、いじめも同じですが、詳しく調べる必要があらうかと思っております。

大分市教育センター  
一所长

先ほど、教職員だけではなかなか対応が難しいという状況ではないかというご質問をいただきましたが、学校には、スクールソーシャルワーカーを配置しており、担任あるいは管理職等からの指示により、スクールソーシャルワーカーが保護者、子どもと面談をすることがございます。その時に、発達の偏りや特性があったり、そういった様々な状況により不登校になっているのではないかと思われる時もあります。そういった時には、医療や療育と繋がるような対応を取ったり、また、医療と繋がらなくても、可能な場合は、フレンドリールームにおいて、徐々に人間関係を形成していくといった対応をしたりしているところであります。

委員

この数か月、市内の3校の中学校で授業をさせていただきました。本当にそれぞれムードが違って、三校三様という感じでした。

けれども、中学校によって、不登校のばらつきはあるのでしょうか。学校で大体割合は似たようなものなののでしょうか。それとも、不登校の割合が少ない中学校もあったりするものなののでしょうか。傾向のようなものがあれば教えていただければと思います。

学校教育課長

「この学校は不登校が常に多い」というようなことはないと思います。ただ、ある一定の時期に「この学校のこの学年はその傾向が強い」といったようなことはあろうかと思います。小学校の時に全休だった児童がいきなり中学校の入学式から登校できるということは、考えにくいところでございます。

ただ、昨年度、委員さん方に視察に行ってくださいましたように、中学校で、スクールライフサポーターという職員を常駐させることによりまして、これまで全休であった生徒が、週何時間、あるいは何日登校ができるといった改善が見られているところでございます。先日の総合教育会議の中でのご説明と重なりますけれども、昨年度は、この配置校4校において、59人の生徒がこのスクールライフサポーターの教室に通いまして、うち33名が中学3年生でございました。そのうちの17名が3月の全体の卒業式に出席ができました。不登校の生徒は、午後、校長室において、学年の職員、保護者と小さな卒業式を行うのが通例でございますけれども、全体の卒業式に出席しました。そして28名が高等学校等に進学をしました。

委員

つまり、あまりばらつきはないというふうにとらえてよろしいわけですね。

学校教育課長

なかなか見えにくいところがあります。恒常的に「この学校」において続いているということではございません。

教育長

スクールライフサポーターについては、昨年度4名、今年度新たに3名で計7名です。劇的な変化ということではありませんが、確かに改善に繋がっていると実感しておりますので、こういった事業を来年度以降も続けることが大事だと考えております。

教育長

他にご質問はございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長 ただいまから休憩いたします。

(休憩)

教育長 それでは次に、教議第58号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

なお、本議案から教議第60号までの議案審議は秘密会とします。

教育長 それでは、事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第58号「工事請負契約の締結について」 ご説明申し上げます。

本案は、昭和52年2月に建設され、築40年を経過している舞鶴小学校屋内運動場について、「大分市教育施設整備保全計画」に基づき、長寿命化改修を行うものでございます。

工事の概要でございますが、長寿命化改修工事として、給排水設備や電気設備を含む内部・外部の全面改修を行うものであり、構造は、鉄骨一部鉄筋コンクリート平家建、延べ面積は885.75平方メートル、また、併せて鉄骨平家建で会議室を新たに増築し、こちらの延べ面積は43.77平方メートルでございます。

整備の内容につきましては、床は柔らかく安全なクッション性のある素材を採用し、防災備蓄収納スペースの確保、さらに設備面においてはシャワー室や更衣室、多目的トイレを整備するなど避難所として防災機能の充実も図ったものとなっております。

契約の方法は「一般競争入札」で、契約の金額は「2億107万1,244円」、「株式会社 竹内工務店」と、令和3年7月9日付けで仮契約を締結いたしました。

工事の完成は、令和4年2月28日を予定しており、令和4年3月に供用開始の予定でございます。

以上のことにつきまして、本委員会で、ご決定いただきご決定の上は、第2回市議会臨時会での審議・議決を経て、本契約を行い、8月からの工事着手を予定しております。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第59号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第59号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、昭和53年1月に建設され、築40年を経過している横瀬小学校屋内運動場について、舞鶴小学校と同様に長寿命化改修を行うものでございます。

工事の概要ですが、構造は鉄骨一部鉄筋コンクリート平家建、延べ面積は885.75平方メートル、また、併せて鉄骨平家建で会議室を新たに増築し、こちらの延べ面積は38.03平方メートルでございます。

整備の内容につきましても、舞鶴小と同様でございます。

契約の方法は「一般競争入札」で、契約の金額は「1億8,678万円」、「株式会社 平和建設」と、令和3年7月9日付けで仮契約を締結いたしました。

工事の完成は、令和4年2月28日を予定しており、令和4年3月に供用開始の予定でございます。

以上のことにつきまして、本委員会で、ご決定いただきご決定の上は、第2回市議会臨時会での審議・議決を経て、本契約を行い、8月からの工事着手を予定しております。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第59号は原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは教報議第11号「令和3年度行政評価・実施計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(審議の結果、教報議第11号は原案のとおり承認する)

教育長

ただいまから休憩といたします。

(休憩)

教育長

それでは次に、教議第60号「令和4年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

本案は、令和4年度の小中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書を採択しようとするものであります。

本採決に当たっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条第1項の規定に基づき、本市教育委員会におきまして採択することとなっております。また、採択された教科書は、「同法律施行令」により、「学校教育法附則」第9条の規定による教科用図書を除き、教育計画の安定等を考慮し、4年間同一のものを使用することとなっております。

小学校の教科用図書につきましては、令和元年度に採択替えをしており、現在使用しております教科用図書を3年目の教科用図書として採択することになります。

中学校の教科用図書につきましても、令和2年度に採択替えをしており、現在使用しております教科用図書を2年目として採択することになりますが、中学校社会(歴史的分野)においては、自由社の「新しい歴史教科書」が再申請により検定を経て新たに発行されることとなり、採択替えを行うことが必要となります。

教育長

それでは、事務局、説明をお願いします。

学校教育課長

教議第60号「令和4年度使用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。



はじめに、今回、採択替えを行います、中学校社会（歴史的分野）について、ご説明させていただきます。

「調査研究報告書」をご覧ください。

本資料は、大分県教育委員会から送付された「令和4年度使用中学校教科用図書選定資料」を参考に本市が作成しており、議案書2ページの「発行者一覧表」にございます8発行者について、それぞれ教科用図書を観点別にまとめております。

現在、本市市立中学校の生徒が使用しております「東京書籍」に加えまして、今回新たに発行された「自由社」の特長、優れている点について、具体例を示しながら、説明させていただきます。

「東京書籍」については、大きく触れますと、①各章の導入のページでは、小学校の学習内容が掲載され、小中学校の接続が強く意識されていること、②書く力の育成が期待できること、③思考ツールを使うことで、思考場面に活用できることなどです。

具体的に教科書をご覧くださいながら説明させていただきます。

98ページをご覧ください。「第4章近世の日本」の導入場面でございます。この章は、大きな3つの単元に分かれておりまして、ヨーロッパ人の日本への来航と全国統一、江戸幕府の成立から対外政策、江戸時代の産業の発達と幕府政治の動きがこの章の内容でございます。このページでは、小学校での既習事項が年表でまとめられておりまして、この後の144ページでは、単元のまとめとして、単元で新たに学習したことを青字で加えるなどの工夫がされており、小中の系統的な指導が意識された内容となっています。

100、101ページをご覧ください。教科書全体を通して1時間の学習が見開き2ページで構成されており、それぞれ1単位時間毎に学習の課題が設定されているところでございます。本時では、100ページにございますように、「中世のヨーロッパとイスラム世界はどのような社会だったのでしょうか」ということが課題として挙げられているところであります。また、101ページの右下、「チェック」のコーナーで基礎的・基本的な内容の確認、確実な習得、「トライ」

のコーナーでは、基礎的・基本的な内容を踏まえまして、学習をさらに深めるために自分の言葉でまとめる活動が工夫されているところがございます。

145ページをご覧ください。課題を問いの形で設定し、それぞれに対応したまとめを記述するような構成になっております。書く力の育成を図ることができるようになっており、また、社会科のその時代を概観する力、歴史について考察する力、説明する力が習得できるページとなっております。

146、147ページをご覧ください。新学習指導要領の中では、「主体的・対話的で深い学び」が求められていますが、特に「深い学び」の中では、自分自身の思考の過程、答えを出す際の根拠が思考ツールで示されるようになっております。生徒が答えの根拠となるものを書き示し、自分の考え方を振り返ることができるような工夫がされています。相互の関連を明らかにし、新たな考察ができるような工夫がされています。

次に、新たに発行されました「自由社」について、ご説明いたします。大きく触れますと、①各章のはじめに、小学校で学んだ人物が紹介されていること、②基礎的・基本的な内容を確認することができること、③まとめ図をもとに、時代の特徴を捉えることができることなどです。

具体的に教科書をご覧くださいながら説明させていただきます。

105ページをご覧ください。各章のはじめに登場人物の紹介コーナーがあり、小学校で学んだ人物が紹介されており、小中の指導の系統性が意識されたものとなっております。小学校の社会科では人物の学習を行いますが、学習指導要領の解説では最低42人の人物に触れるということが求められております。こうした小学校での学習を振り返らせ、中学校での学習への興味・関心をより高めるといった構成になっております。

108、109ページをご覧ください。「東京書籍」と同様に、全体を通して1時間の学習が見開き2ページの構成になっております。

1 単位時間毎に「学習課題」が設定されております。本時では、「ヨーロッパ人はなぜ世界に進出し始めたのだろうか」ということが問いになります。「チャレンジ」のコーナーでは、基礎的・基本的な内容を確認できるようになっております。ローマ教皇が決めた条約の名前、大航海時代に活躍したコロンブス、バスコ・ダ・ガマ、マゼラン等の人物名、こうした言葉による知識だけではなく、世界地図を活用して理解をするといった構成になっております。社会科で身に付けるべき力の一つとして、「地図や各種統計資料から必要な情報を集めて整理をする、理解をする」ということが求められていますが、そのような学習ができる内容になっております。そして、歴史、地理との学習の関連が示されており、特徴的なページになっております。

148 ページをご覧ください。下段にある「まとめ図」は、活用した対話例が示されており、時代の特徴を効果的に捉えられるような工夫がされています。人物と人物をつなぐ様々な歴史的な背景、事象の特色やその関連性がより整理できるようなページになっております。

以上が、2者についてのご説明になりますが、2者を比較した上で、大分市の実態に即した点として、①小中一貫教育を推進している点から、「東京書籍」の導入ページが小中の連携がより強く意識されたものであること、②「確かな学力の定着・向上」の重点として書く力の育成を掲げている点から、「東京書籍」には、まとめを記述する活動が設定されていることが挙げられます。

このことから、令和4年度につきましても、大分市の中学生を指導するに当たっては、現在採択している「東京書籍」が適していると考えております。

以上でございます。

教育長

ただいま説明がありましたが、「令和4年度使用 中学校教科書発行者一覧表」に示す教科用図書のうち、最もふさわしいと考えられる教科用図書について審議を行います。

委員

「自由社」の教科書が新たに検定で適切だと認可されたら、これまでの私たちの作業でやったことに、さらにまた新しい出版社について

比較して判断しなければいけないということでしょうか。

学校教育課長  
委員

そのとおりでございます。

後から認可されたら、またそれについても検討しなくてはいけないということですか。

学校教育課長

新たに教科書が発行されましたので、その教科の教科書をもう一度調査研究をするということでございます。しかしながら、これまで調査研究したもの、その他の発行者の教科書の内容が変わっているというものではございませんので、これまでの調査研究結果、採択を踏まえまして、新たに発行された教科書との比較、検討をいただいて、採択をいただくものでございます。

教育長

それでは、ただいまの審議の結果、中学校社会（歴史的分野）の教科用図書は「東京書籍」ということでよろしいでしょうか。

全委員

（異議なし）

教育長

それでは、引き続き事務局説明をお願いします。

学校教育課長

次に、中学校及び義務教育学校後期課程で使用する、中学校社会（歴史分野）以外の教科用図書の採択につきましては、「中学校用教科書一覧」のとおり、現在使用しております教科用図書を継続して採択しようとするものでございます。

次に、小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書の採択につきましても、「小学校用教科書一覧」のとおり、現在使用しております教科用図書を継続して採択しようとするものでございます。

次に、別冊「特別支援学校用教科書目録」及び別冊「令和4年度大分県内採択一般図書一覧表」をご覧ください。

小中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきましては、毎年度採択替えを行っておりますことから、新たに採択をしようとするものでございます。

なお、特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、各学校における児童生徒の実態が異なりますことから、それぞれの学校で児童生徒の実情に適した教科用図書を選定し、使用することとなります。

以上のことにつきまして、ご審議・ご検討の上、ご決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

学校教育課長

ここで一者一者の教科書をご覧いただいでのご審議、ご決定ということではございません。基本的に先ほどの中学校社会（歴史的分野）のように、新たな発行者が教科書を発行したということではございませんので、これまでの採択のとおり、次年度の大分市内の中学生小学生に使用してよいかということのご決定をいただくものでございます。

委員

このようなことは今まであったのですか。私も初めて経験をします。

学校教育課長

昨年は、中学校の教科用図書を一者一者調査研究いたしまして、最終的に教育委員会で採択いただいたところでございます。

その前年度は、小学校の教科用図書を採択替えいたしましたので、昨年度、一昨年度と様子が異なりますが、今年度はこのような形で採択をいただくということでございます。

教育長

中学校社会（歴史的分野）につきましては、「自由社」の教科書が新たに文科省の検定を合格したということで、採択の候補として加わったので、今回このような形となり、今までは、そのような例がなかったということです。

学校教育課参事

教科書の採択替えにつきましては、原則4年間、一度採択したら同一のものを使用するということがございます。ただし、先ほどの「自由社」のように新たに発行ということもありますので、毎年度、採択という形をとらせていただいています。それで、今年度につきましては、「自由社」ということと合わせて、採択という形で皆様方に承認をいただいているところであります。

教育長

歴史的分野の教科書については、「自由社」も含めて審議をしました。それ以外のものについては、これまでどおりの教科書を承認するという形よろしいですか。

学校教育課長 継続して使用させていただくということによろしいでしょうか、ということについてご審議ご決定いただくものでございます。

教育長 それでは採決いたします。小学校、中学校及び義務教育学校並びに特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め小学校、中学校及び義務教育学校並びに特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきましては、原案のとおり決定されました。

次長兼 それでは、議案書等を回収させていただきます。

教育総務課長

教育長 他に何かございませんか。

次長兼 8月の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。

教育総務課長 8月24日火曜日午前10時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、第2回大分市総合教育会議を8月4日水曜日午前10時から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員 (了承)

教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後5時15分 閉会)